

## 入札公告

市有財産（土地）の売却に係る一般競争入札を次により行う。

令和3年7月1日

神栖市長 石 田 進

### 1 売却財産（土地）

物件 番号	土地の所在及び地番	公簿 地目	公簿面積 (㎡)	予定価格 (円)
21-1	神栖市奥野谷字大内 78 番	雑種地	42	71,000
21-2	神栖市奥野谷字東和田 5671 番 2	山林	1,494	3,286,000
21-3	神栖市奥野谷字浜野 7635 番 1	雑種地	1,331	1,331,000
21-4	神栖市太田字宝山 4670 番 5	雑種地	996	6,374,000
21-5	神栖市太田字宝山 4670 番 6	雑種地	1,165	7,223,000

### 2 一般競争入札に参加することができない者

次のいずれかに該当する者は、この一般競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する神栖市の職員
- (3) 神栖市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、及び次に掲げる暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
  - ア 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
  - イ 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者
  - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者（事業者を含む。）
  - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）
  - オ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
  - カ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者（事業者を含む。）

- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体またはその構成員。

### 3 入札参加申込書の配布期間及び場所

#### (1) 配布期間

2021年7月1日（木曜日）から2021年7月30日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）。

#### (2) 配布場所

神栖市溝口 4991 番地 5 神栖市役所本庁舎 企画部 契約管財課 電話 0299-90-1132 及び神栖市ホームページ

### 4 入札参加申込書等の提出期間及び場所

#### (1) 提出期間

ア 郵便により入札参加申込書等を提出する場合

下記7(1)に示す期限までに、神栖市役所企画部契約管財課に到着すること。

イ 持参により入札参加申込書等を提出する場合

下記7(2)に示す日時の30分前から15分前まで。

#### (2) 提出場所

ア 郵便により入札参加申込書等を提出する場合

神栖市溝口 4991 番地 5 神栖市役所本庁舎 企画部 契約管財課

イ 持参により入札参加申込書等を提出する場合

神栖市溝口 4991 番地 5 神栖市役所 本庁舎 4階 第2委員会室

### 5 入札書の提出方法

入札書は、書留郵便による送付又は持参により提出すること。

### 6 入札書の提出及び開札の場所

#### (1) 入札書の提出場所

ア 郵便により入札書を提出する場合

神栖市溝口 4991 番地 5 神栖市役所本庁舎 企画部 契約管財課

イ 持参により入札書を提出する場合

神栖市溝口 4991 番地 5 神栖市役所 本庁舎 4階 第2委員会室

#### (2) 開札の場所

神栖市溝口 4991 番地 5 神栖市役所 本庁舎 4階 第1委員会室

## 7 入札書の受領期限

### (1) 郵便により入札書を提出する場合

2021年7月29日（木）午後5時

### (2) 持参により入札書を提出する場合

物件番号	日 時	
21-1	2021年7月30日（金曜日）	午前9時30分
21-2		午前10時00分
21-3		午前10時30分
21-4		午前11時00分
21-5		午前11時30分

## 8 開札の日時

物件番号	日 時	
21-1	2021年7月30日（金曜日）	午前9時30分
21-2		午前10時00分
21-3		午前10時30分
21-4		午前11時00分
21-5		午前11時30分

## 9 入札の無効

上記2に示す入札に参加することができない者のした入札、入札心得書に定める入札に関する条件に違反した入札及び神栖市財務規則（昭和58年規則第1号）第112条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

## 10 入札の回数

入札の回数は、1回とする。

## 11 落札者の決定方法

予定価格以上の有効な入札を行った者のうち最高額の入札を行った者を落札者とする。最高額の入札者が2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

## 1.2 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の5以上の金額（1円未満切上げ）を、入札保証金として納付すること。

郵便により入札書を提出する入札参加者は、納付書により、入札保証金を神栖市指定金融機関に現金で納入し、納付済であることを証する領収証書を入札書とともに郵送すること。

持参により入札書を提出する入札参加者は、現金により上記7に示す入札書の受領期限の30分前から15分前までの間に、上記4(2)イに示す場所において納付すること。

なお、この入札保証金には、利子を付さない。

また、落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができるものとする。

## 1.3 契約を締結しない場合における入札保証金の帰属

落札者が市の指定した期日までに売買契約を締結しないときは、落札は無効となり、前記1.2の入札保証金は、市に帰属する。

## 1.4 契約保証金及び契約の締結

落札者は、売買契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付するとともに、市の示す契約条項により市と売買契約を締結するものとする。契約に要する印紙税は、落札者の負担とする。売買代金から契約保証金を差し引いた額を一括して、市が発行する納入通知書により、市の指定する日までに神栖市指定金融機関に納入するものとする。契約保証金は、売買代金に充当するものとする。

## 1.5 売買代金を納付しない場合における契約保証金の帰属

落札者が市の指定する期日までに売買代金を納付しないときは、売買契約は無効となり、前記1.4の契約保証金は、市に帰属する。

## 1.6 所有権移転の登記

売買代金完納後、市が所有権移転登記の手続きを行う。所有権移転登記に要する登録免許税等の費用は、落札者が負担する。

## 1.7 現地説明

現地説明会は、設定しておりません。現地での説明をご希望される方は、下記までご連絡ください。日程を調整のうえ、対応させていただきます。

連絡先 〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991番地5

神栖市役所 企画部 契約管財課 電話 0299-90-1132（直通）

## 1.8 特記事項

- ・一般競争入札は、中止になる場合がありますので、ご注意ください。
- ・入札が不調となった物件については、当該入札日の翌日から起算して1年以内であれば、先着順で随意契約できるものとする。